

学校いじめ防止基本方針



加西市立泉中学校

令和7年4月7日

加西市立泉中学校いじめ防止基本方針

加西市立泉中学校

1 学校の方針

本校は、「自主・協同・創造」の校訓のもと、「自分を生かし、進んでみんなでよりよいものを創り出そう」を教育目標に、自分で考え、自分で判断して行動できる生徒の育成を目指している。日々の生活や学習において、生徒が主体的に活動し、生徒会を中心に体育大会や音楽祭を自分たちの手で創り、認め合い支え合い高め合う集団づくりをするなど、常に生徒が活躍する学校づくりを進めている。そのためには、すべての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した教育活動に取り組まなければならない。

そこで、いじめの防止に向けて、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら早期発見・早期対応に取り組むとともに、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

本校生徒は落ち着いて学校生活を送ることができ、学習や部活動、様々な行事に意欲的かつ真面目に取り組むことができる。さらに、「深い学びのある道徳授業」を目指した道徳教育の充実、NIE（教育に新聞を）の取組の推進により、自分や周囲について関心を持ち深く考えようとすることができる。また、校区は4小学校からなり、中学校入学に向けての小小の連携及び小中の連携により9年間の学びの一貫性と確かな接続の取組（小中交流会、オープンジュニアハイスクール、生活アンケートの実施等）を実践している。

いじめは基本コミュニケーションによっておこることから、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」という共通認識をもち、教職員は「いじめ見逃し0」を合言葉に、生徒の様子や言動、ノート記録等から小さな変化を敏感に察知し、日常的に対応するとともに、情報交換を密にして、いじめの未然防止に努めている。さらに、いじめを生まない集団づくりに取り組み、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の指導体制を構築し、包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) いじめ防止等の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

別掲1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期に発見するためのチェックリスト、心の健康アンケートを別に定める。

別掲2 早期発見のためのチェックリスト 別掲3 心の健康アンケート

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止に関する多様な取組を体系的・計画的に行うため、いじめの未然防止・早期発見の取組、教職員の資質向上を図る研修等、年間の指導計画を定める。

別掲4 年間指導計画

(3) いじめを認知した時の組織的対応

いじめに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別掲5 組織的対応

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。たとえば、生徒が自死を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」で、相当の期間は年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席している場合には、事案により校長が判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに加西市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応チームに専門的知識を有する外部の専門家を加えた組織で調査を実施する。

なお、事案によっては、加西市教育委員会が設置する「加西市子どもいじめ問題対策審議会」や市長が設置する「加西市いじめ問題調査委員会」に協力し、事態の調査に対応する。

5 その他の事項

信頼され、開かれた学校づくりを目指して、策定した学校いじめ防止基本方針は学校ホームページで公開し、学校運営協議会やPTA総会を始め、教育相談や家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

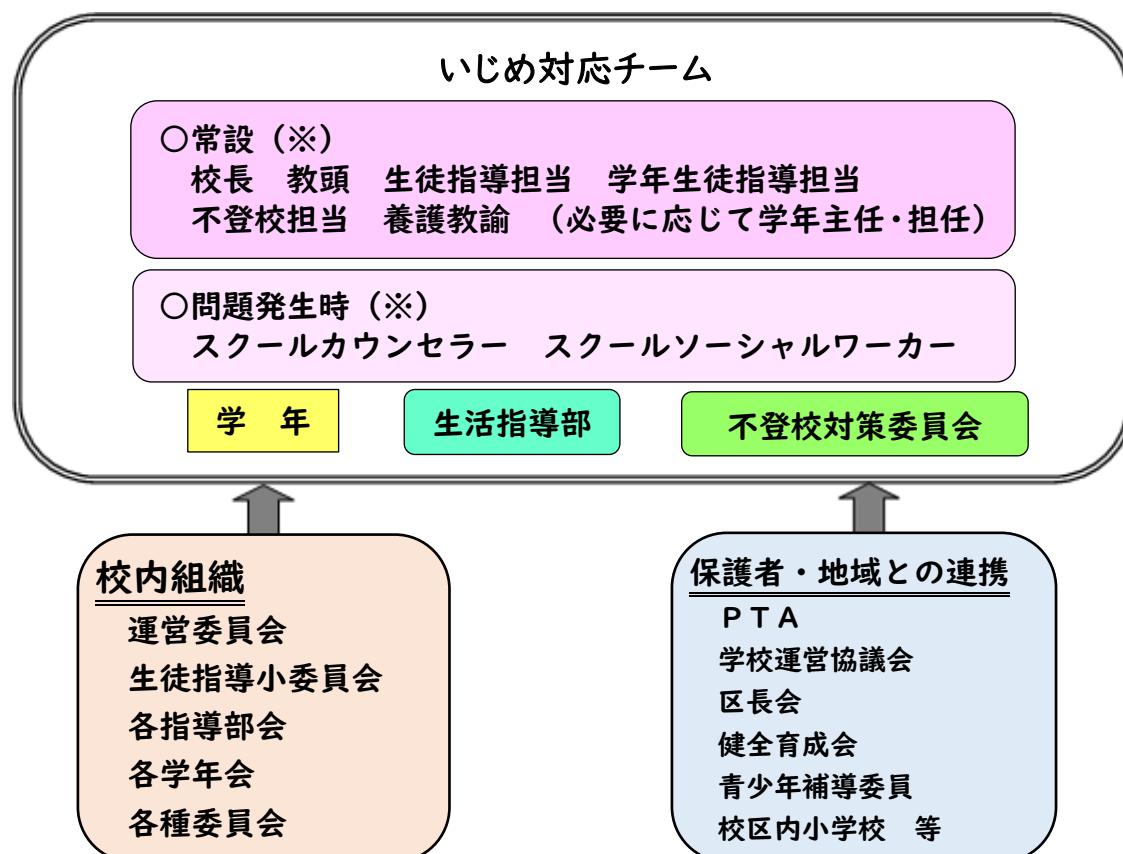
また、いじめ防止等には実効性の高い取組を実施するため、基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、いじめ対応チームを中心に点検し必要に応じて見直していく。基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。さらに、地域を巻き込んだ学校の基本方針となるように、保護者・地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。

校内指導体制及び関係機関

- 1 「いじめは絶対に許さない」という強い意志のもと、学校全体で組織的な取組を行う。
(人権教育・道徳教育・特別活動等と連携しながら)
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、生徒指導小委員会を活用しながら「いじめ対応チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談等を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、市内で統一した項目を入れたアンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

いじめ対応チームの構成員

○「いじめ対応チーム」の構成員は「生徒指導小委員会」を基本とする。(※)



- 「いじめ対応チーム」の会議は、原則として学期に1回行う。
 - ・学校いじめ防止基本方針の見直し ・年間指導計画の作成、実施 ・校内研修の企画、実施
 - ・アンケートの集計、結果の分析 ・気になる生徒の情報交換 ・その他
- いじめ問題が発生したときには、即時に「いじめ対応チーム」を招集する。
 - ・指導方針の決定 ・調査方法と分担、聞き取り調査、関係生徒への指導、保護者への説明等
- いじめが認知された場合は、市総合教育センターに、報告・連絡・相談を行う。(別掲6)

早期発見のためのチェックリスト

別掲2

いじめが起こりやすい集団

- ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている
- ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする
- ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある
- ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる
- ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある
- ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある
- ☐ 廊下でたまり、奇声を発したり大声で話したりする
- ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る
- ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある

いじめられている子

◎日常の行動・表情の様子

- ☐ わざとらしくはしゃいでいる
- ☐ 下を向いて視線を合わせようとししない
- ☐ 早退や一人で下校することが増える
- ☐ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる
- ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている
- ☐ 友だちに悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする
- ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている
- ☐ 顔色が悪く、元気がない
- ☐ 遅刻・欠席が多くなる
- ☐ 教師と目線が合わない

◎授業中・休み時間

- ☐ 発言すると友だちから冷やかされる
- ☐ 班編成の時に孤立しがちである
- ☐ 教科書に落書きがある
- ☐ 物がなくなるまたは忘れたと言って準備物がない
- ☐ 教師の許可無く、座席を替わる
- ☐ 一人でいることが多い
- ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる
- ☐ プリントが破れているまたはしわが多い

◎昼食時

- ☐ 好きな物を他の生徒にあげる
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする
- ☐ 配膳をいやがられるまたはいやがる
- ☐ 他の生徒の机から机を少し離している
- ☐ 食べ物にいたずらされる

◎清掃時

- ☐ いつも雑巾がけやごみ捨ての当番になっている
- ☐ 一人で離れて掃除をしている

◎その他

- ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる
- ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す
- ☐ ボタンがとれたり、ポケットが破れたりしている
- ☐ 必要以上のお金を持ち、友だちにおごるなどする
- ☐ 持ち物や机に落書きをされる
- ☐ 理由もなく成績が突然下がる
- ☐ 服に靴の跡がついている
- ☐ 手や足にすり傷やあざがある
- ☐ けがの状況と本人が言う理由が一致しない

いじめている子

- ☐ 多くのストレスを抱えている
- ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる
- ☐ 教職員によって態度を変える
- ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す
- ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉をつかう
- ☐ 気持ちのむらが激しくまわりから見てもわかる
- ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている
- ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識をもつ
- ☐ 教職員の指導を素直に受け取れない
- ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする
- ☐ 他人の発言に割り込む

心の健康について

(令和○年度○月○日)

1. 学校生活は楽しいですか。
①楽しい ②どちらかといえば楽しい ③どちらかといえば楽しくない ④楽しくない

2. 自分の長所を知っていますか。
①はい ②いいえ

3. 自分の短所を知っていますか。
①はい ②いいえ

4. 自分が好きですか。
①好き ②少し好き ③少し嫌い ④嫌い

(ア)好きなところ _____

(イ)きらいなところ_____

5. クラスの中に、仲の良い友だちがいますか。
①はい ②いいえ

6. いらいらして、ちょっとしたことで腹の立つことがありますか。
①よくある ②時々ある ③ない

7. 今、悩みや心配ごとは、ありますか。

①はい どんな悩み _____
②いいえ _____

8. 悩みや心配ごとができる、だれに相談しますか。

①同学年の友だち ②お父さん ③お母さん ④兄弟姉妹 ⑤祖父母 ⑥学校の先生
⑦その他

9. 次のようなことをされたことがありますか。(4月から今まで)

ア：仲間はずれ、無視される。
①よくある ②時々ある ③ない

イ：悪口やおどし文句、イヤなことを言われる、からかわれたりする。

①よくある ②時々ある ③ない

ウ：わざとぶつかる、遊ぶふりをしてたたかれる、けられる。

①よくある ②時々ある ③ない

工： お金や物をとられる、壊される。

①よくある ②時々ある ③ない

オ : パソコンや携帯電話で、イヤなことをされる。

① よくある ②時々ある ③ない

10. 自分のこと、友だちやクラスのこと、その他のことで気になること、担任の先生にお願いしたいこと、相談したいことがあれば、遠慮なく書いてください。

--

年間指導計画

別掲4

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム 指導方針・計画作成	学級開き・学級づくり ネットトラブル防止講演会 保護者向け啓発	学校参観 家庭訪問
5月	学年会（随時） 学校運営協議会	修学旅行〈3年〉 宿泊研修〈1年〉 人権学習	心の健康アンケート①
6月		トライやる・ウィーク〈2年〉 新入生学校間情報交換	
7月	指導部会 職員会議	学活（アサーショントレーニング）	生活アンケート① 教育相談
8月	指導部会	職員研修 生徒会リーダー研修会	家庭訪問等
9月	職員会議 学校運営協議会		個別面談
10月	いじめ対応チーム 中間反省・情報交換 指導部会	体育大会 オープンスクール	心の健康アンケート② 参観授業
11月	職員会議	職員研修 音楽祭 地域行事参加 小中交流会	
12月	指導部会 職員会議		生活アンケート② 教育相談
1月	指導部会 職員会議	新入生保護者説明会 オープンジョーニアハイスクール	教育相談〈3年〉 参観授業
2月	学校運営協議会 指導部会 職員会議	学活（ストレスマネジメント）	心の健康アンケート③
3月	職員会議 いじめ対応チーム 本年度のまとめ	学年活動 小中連絡会（新入生）	

○職員会議等

- ・学期に1回スクールカウンセラーを交えたいじめ対応チーム会議を開催し、要配慮生徒の情報交換と今後の指導について協議する。
- ・週1回生徒指導小委員会を開催し、情報交換を密に行うことで、早期発見と早期対応に努める。
- ・月1回不登校対策委員会を開催し、情報交換と対応についての共通理解を図る。
- ◎緊急時は、有識者等を入れたいじめ対応チーム会議を即時に開催する。

○未然防止・早期発見の取組

- ・入学前と入学後に小学校との情報交換をする。
- ・学年会等で気になる生徒の情報交換を密に行う。
- ・生活ノートや観察で、生徒の変化を察知する。
- ・年間を通じて、登下校時の校門指導を実施する。
- ・定期的に校区内を巡回し、下校指導を実施する。
- ・定期的に昼休みの巡回指導を実施する。
- ・学校行事の目的に仲間づくりを盛り込む。
- ・計画的にアンケート調査を実施し、可能な限り即日対応を行う。
- ・学校だよりや学級通信を活用し、生徒の声や取組を発信し、生徒や保護者に向けての啓発を行う。
- ・生徒向けの情報モラルや人権の学習会を開催する。
- ・全生徒に家庭訪問と年2回の教育相談を実施する。

○教職員研修

- ・毎年1回、いじめ対応マニュアルを使っている研修を行い、対応についての共通理解を図る。
- ・カウンセリングマインド研修を実施し、校内相談窓口の充実を図る。
- ・情報モラルに関する授業研究を実施する。
- ・自尊感情の醸成や人間関係構築スキルアップの授業研究を実施する。
- ・職員研修を計画的に実施し、教師力向上に努める。

*生徒指導小委員会 校長・教頭・生徒指導担当・学年生徒指導担当・SC・SSW

組織的対応

いじめの認知

いじめ認知の報告

指導体制、方針決定

◎協議内容

- 1 調査の方法と分担
- 2 聞き取り内容
 - ①被害生徒、加害生徒
 - ②時間、場所
 - ③内容
 - ④背景、要因
 - ⑤期間
- 3 関係者への指導と対応
 - ①被害生徒と保護者
 - ②加害生徒と保護者
 - ③傍観生徒
- 4 関係機関との連携
- 5 保護者会等の開催
- 6 マスコミ対応について

関係機関

- ・市総合教育センター
0790-42-3723
- ・加西警察署生活安全課
0790-42-0110
- ・市役所子育て支援課
0790-42-8709
- ・学校問題サポートチーム
(播磨東教育事務所)
079-421-9249
- ・県警本部サイバー犯罪対策課
078-341-7441 (代)

日常の観察・心の健康アンケート・教育相談・生徒、保護者からの訴え・情報提供等

<報告の流れ>

(総合教育センター 42-3723)

情報を得た教職員→担任・学年主任等→生徒指導担当→教頭→校長→市教育委員会

即日対応

いじめ対応チームの招集（校長）

<いじめ対応チームで緊急対策会議の開催>

- 1 情報を得た教職員から報告をうけ、チーム内で共通理解する。
- 2 調査方針及び方法、役割分担を決定する。
- 3 関係生徒には個別に聞き取りをする。
(1名に対し複数の教員で関係生徒に聞き取りをし、事実関係を把握する。)
- 4 事実関係や状況を把握後、指導方針を決定し、指導体制を編成する。
(担任・学年主任・学年生徒指導担当等)
- 5 事案と指導体制について職員会議で報告し、職員全体で共通理解を図る。

保護者

被害生徒への対応

- 1 (受容) 気持ちを受け入れ心の安定を図る。
- 2 (安心) 最後まで守り抜くことを伝え、学校は味方であることを示す。
- 3 (見通し) 具体的支援内容を示し、解決できる希望が持てることを伝える。
- 4 (自信・回復) 自尊心を高めるよう配慮する。
- 5 (成長) 自立を支援し、いじめを克服させる。

加害生徒への対応

- 1 (確認・傾聴) 事実関係、気持ち、背景等について総合的に把握することに努める。
- 2 (内省) 決して許されない行為であることを気づかせ、いじめられる側の気持ちを理解させる指導をする。
- 3 (処遇) 事の重大さを認識させ、粘り強く指導を行う。
- 4 (相談・連携) 通報すべき事案の場合は、速やかに関係機関と連携する。
- 5 (回復) 根本にせまる指導を継続的に行う

保護者からの相談への対応

- 1 いじめられていると思い込んで訴えてきた場合でも、丁寧に事実確認をする。
- 2 事実が確認できない場合は、対応に理解を求め、引き続き見守ることを伝える。

被害生徒保護者への対応

- 1 速やかに正確な事実を連絡し、今後の対応についての保護者の思いを聞き、誠意ある対応で信頼関係を築く。
- 2 いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- 3 学校の方針への理解を求める。
- 4 引き続き家庭との連携を図る。

加害生徒保護者への対応

- 1 速やかに正確な事実を連絡し、家庭での話し合いを促す。
- 2 保護者の心情を理解し、訴えを十分に聞く。
- 3 いじめを防止する方法について、保護者と協議する。
- 4 具体的な助言をし、立ち直りへの協力を求める。
- 5 被害生徒への謝罪等について話し合う。

再発防止
未然防止
対策

- 1 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年学校全体の問題として自分に何ができるかを考えさせ、再発防止につなげる。
- 2 いじめについて資料等を用いて話し合い、身近な問題として意識させる。
- 3 いじめ事案が解消されたとしても、経過観察を行い、継続指導を行う。

◎ネット上でのいじめへの対応

ネットを利用したいじめは、その匿名性のために罪悪感が低くなりがちである。相手の気持ちがわかりにくく、いじめがエスカレートしやすいうえに、広範囲に広がる危険性がある。

- ①生徒に、ネットに関する正しい知識を提供するための授業をカリキュラムに組み入れる。
- ②誹謗中傷を書き込むことは「いじめ」にもつながり、悪質なものは警察に検挙されること等を生徒に認識させ、情報モラルの指導を折に触れてこまめに行う。

◎生命又は身体の安全がおびやかされるような重大な事案が発生した場合

- ①速やかに市教育委員会や警察等の関係機関へ報告する。
- ②市教育委員会の支援のもと管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案解決にあたる。
- ③事案によっては、当事者の同意を得た後、緊急保護者会等を実施する。
- ④マスコミ対応は情報の窓口を一本化する。

いじめの認知について

加西市立総合教育センター

☆いじめの定義の確認を！

《いじめの定義》

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

◇「自分より弱い者」「一方的に」「継続的に」「深刻な」という要素がなくとも「いじめ」と認知

◇法的認知からいえば「いやがらせ」、「いじめの芽」、「いじめの兆候」も「いじめ」

◇指導では「いじめ」という言葉を用いずとも「いじめ」と認知

- ・コミュニケーションによって、「いじめ」は起こるものである。（いじめの定義より）
- ・そのため、まず、いじめゼロではなく、いじめの見逃しゼロを目指す。
- ・積極的認知が、見逃しゼロ・早期発見・早期対応につながり、重大事態を未然に防ぐことになる。

【重大事態とは】

- I. いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- II. いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

☆先生方へのお願い

- ① いじめの定義を確認し、「これくらい」「一回きりだから」ではなく、初期の段階で「いじめ」を積極的認知し、必要な指導・見守り・解決に。
- ② 普段から「これくらいは大丈夫」「自分だけで処理しよう」と思わず、職員間、管理職との報告・連絡・相談〈早期発見・早期対応〉
- ③ 「いじめでは？」と疑いが生じた段階で、調査
- ④ 生活ノート・日記等に気になる記述があれば、必ずコピー等の記録を残し情報共有
- ⑤ 調査・指導は必ず時系列で記録。起きた事実とそれに対する学校の対応を明解に記し、主観的表現はしない。
- ⑥ 訴えた児童生徒の立場になって話を聞く。（本人の思い込みであっても嫌だと思えば、いじめと認知）
- ⑦ 友人関係トラブル（けんか等）の背後にいじめがないかの確認

学校の取組

☆全教職員に周知徹底・・・◆印は文科省よりの確認徹底事項

- ① 「いじめ対応マニュアル（改訂版）」を用いた研修・・・年1回以上、本資料「いじめの認知について」も活用
- ② 「学校いじめ防止基本方針」の年度ごとの見直しにより実効性を持たせる
◆改訂を行った年月を必ず記載。（平成29年度県の改訂を承けての見直し）
- ③ 「学校いじめ防止基本方針」のHP表示
◆わかりやすいところに表示し、保護者にも周知。◆毎年、更新された年月を表示
- ④ 「いじめに関するアンケート」の実施（◆5年間保存）
◆アンケートの実施日時を記載
◆長期欠席児童生徒や、アンケート当日欠席した児童生徒へのアンケート漏れがないよう配慮

様式VI（加西市様式）

いじめに関する調査票

【 校内 】

学校名			
認知年月日	令和 年 月 日 ()		
事案日時	令和 年 月 日 (or 令和 年 月～令和 年 月)		
被害児童生徒	第 学年 ()		
いじめを行った児童生徒	第 学年 男 人・女 人 計 人		
発覚したきっかけ			
概 要			
事実の確認方法			
☆被害児童生徒に関する事項			
伝えた今後の対応・支援内容			
保護者への連絡方法		対応した保護者	
保護者に伝えた内容			
☆加害児童生徒に関する事項			
指導内容			
保護者への連絡方法		対応した保護者	
保護者への指導内容・協力依頼			
指導事後の保護者の反応			
関係機関との連携			